

事務連絡
令和7年8月15日

公益社団法人兵庫県建築士会長 様

加東土木事務所まちづくり参事

来庁相談予約システムの試行開始等について（お知らせ）

平素は、本県の建築行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。
当課では、令和7年9月1日より来庁相談予約システムの試行を開始します。これに併せて、ホームページのリニューアルや窓口開庁時間の変更等も行います。
つきましては、各種申請等の円滑な審査の推進のため、会員の皆様へ周知願います。

記

- 1 来庁相談予約システムの試行開始について <別紙1>
窓口でお待たせすることなく対応できるよう、来庁相談予約システムを試行します。
来庁し相談される際は必ず本システムでの予約の上、来庁されるようお願いいたします。
事前予約の対象となる相談等は別紙1のWEB予約についてをご確認ください。
(※宅建業及び建設業に係る申請等はWEB予約対象外です。)
- 2 加東土木事務所まちづくり建築課ホームページのリニューアルについて
窓口開庁時間や来庁相談予約システムの予約サイトへのリンクを掲載しております。
今後、当課が所管している法律に関する内容や市街化調整区域におけるよくある質問等を掲載する予定です。
ホームページ名：
加東土木事務所まちづくり建築課からのお知らせ【開庁時間・証明書交付等】
「加東土木事務所まちづくり建築課」と検索ください。
- 3 窓口開庁時間の変更及び建築計画概要書の写し等の交付時間について <別紙2>
1、2に併せて窓口開庁時間を変更しました。また、建築計画概要書の写し、台帳記載事項証明及び開発登録簿の写しの交付についても受付時間を定めています（水曜日と金曜日の午後は窓口閉鎖。）。来庁の際、予めご確認ください。

担当	北播磨県民局 加東土木事務所まちづくり建築課
連絡先	(代表) 0795-42-5111

<別紙1>

○WEB予約について

WEB予約	相談内容等
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、都市計画法、盛土規制法等の申請に関する事前相談 ・ 市街化調整区域における建築に関する相談 (住宅・工場等の建築、区域区分日前住宅など) ・ 建築計画概要書の写し交付後の対象物件に係る相談 など
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅建業及び建設業に係る申請等 ・ 建築計画概要書等の写しの交付 ・ 建設リサイクル法の規定による届出 ・ 長期優良住宅に係る申請や完了届の提出 など

○来庁相談予約システムに関するQ&A

Q. 予約はどのように行えばよいですか？

A. 加東土木事務所まちづくり建築課のHPに掲載されている予約サイトからご予約いただけます。操作方法については、同ページ掲載のマニュアルをご確認ください。

Q. 予約の変更やキャンセルはできますか？

A. 予約の変更はできません。日時を変更されたい場合は、予約時に送付されるURLからキャンセル手続きを行い、改めてご予約ください。

Q. 予約なしで来庁相談することはできますか？

A. 原則、予約なしでの来庁はお受けしておりません。必ず事前に予約のうえ、来庁ください。

Q. どのくらい先まで予約できますか。

A. 概ね1～2週間先までの事前予約が可能です。それ以降の予約枠は、順次更新されますので、しばらくお待ちください。

Q. 予約当日に必要な持ち物がありますか。

A. ご相談内容に応じて、HPに掲載された書類や図面等をご持参ください。

Q. 建築計画概要書の写し等の証明書の申請と同時に相談したい場合、どのように予約すればよいですか。

A. 建築計画概要書の写しが交付される時間を見込み、事前にご予約ください。

事前に建築確認番号を特定している場合	建築確認番号が不明の場合
交付所要時間： 1件あたりおよそ15分	交付所要時間： 1件あたりおよそ30分 ※窓口設置の建築確認済検索システム等から 建築確認番号を特定する必要があります。

※なお、交付後にその場でスマートフォン等から予約することも可能ですが、担当者が現場検査のため不在など、当日の相談受付ができない場合や、長時間お待ちいただく可能性がありますので、予めご予約をおすすめします。

<別紙2>

○窓口開庁時間の変更及び建築計画概要書の写し等の交付時間について

窓口開庁時間	月	火	水	木	金
午前(9時から12時まで)	○	△	○	○	○
午後(1時から5時まで)	○	△	×	○	×

○：窓口開庁 △：建設業・宅建業のみ窓口閉鎖 ×：窓口閉鎖

建築計画概要書の写し等の交付時間 (ホームページから一部抜粋)

	建築計画概要書等の「閲覧」	建築計画概要書の「写しの交付」
受付等時間	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口閉鎖日(水曜日及び金曜日の午後)、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口閉鎖日(水曜日及び金曜日の午後)、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く
	<p>【受付・閲覧時間】</p> <p>午前9時から12時まで 及び午後1時から5時まで</p>	<p>【受付時間】</p> <p>午前9時から11時30分まで 及び午後1時から4時30分まで</p>
手数料	<p>無料</p> <p>※写真撮影は禁止です。</p>	<p>1物件につき400円分(処分等概要書は+400円分)の手数料が必要です。</p>
管轄	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「閲覧」「写しの交付」申請の受付時には、対象物件(建築計画概要書等)を特定していただく必要があります。 ・大量の建築計画概要書が保管されているため、物件の特定には時間を要する場合があります。 ・あらかじめ特定の参考となる以下の資料など、できるだけ多くの情報を調査・持参の上、時間に余裕を持って窓口までお越しください。 ・情報が少ない場合は、建築計画概要書等が特定できず、「閲覧」・「写しの交付」が受けられない場合があります。 ・対象物件の特定方法として、令和7年1月から建築確認済番号検索システムを窓口を設置しております。昭和53年度から令和5年度分まで検索可能です。 <p>○5件以上の写しの交付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>5物件以上の写しの交付を求められる場合、翌日以降の交付になります。必ず事前に電話等に来庁日時を調整してください。</u> ・写し等が作成できましたら交付申請書の連絡先にご連絡しますので受け取りをお願いします。 ・郵送による交付を希望される場合は、申請時に返信用封筒等(宛先記入、送料分の切手貼り付け済みのもの)をご用意ください。なお、原則として対面でのお渡しをお願いしております。郵便事故等による紛失・遅延につきましては、責任を負いかねますので、予めご了承ください。 	
物件の特定の参考となる資料等(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築確認済証・検査済証、敷地の地名地番 ・建築当時の建築主の氏名 ・建築場所が特定できるもの(住宅地図のコピー等) ・建築物の建築年、登記年が分かるもの(登記事項証明書など) 	